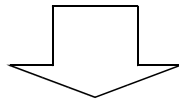


第2次県出資団体見直し方針について

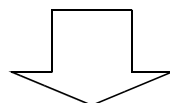
1. 県出資団体見直し（1次改革）は実施済み

- ・平成15年3月に見直し方針を策定
- ・「県民にとって最も有益に最も効果的になるか」の視点から、団体そのものを見直し
- ・その結果、団体の統廃合等により、67 52団体（ 15団体）



2. 今回の見直し（2次改革）について

- ・平成19年3月に外部有識者による見直し検討委員会からの提言
- ・「団体の自立化を促進する」という視点から、「県の団体への関与」を見直し
- ・平成19年 9月 県議会総務委員会で素案を説明
10月 パブリックコメントを実施
12月 県議会総務委員会で説明、審議
県見直し方針の策定
- 平成20年 3月 各団体による3ヶ年の見直し計画の作成
- 平成20～22年度 見直しの進捗状況に対して、第3者機関による評価、公表



3. 今後の出資団体の見直しについて

- ・平成20年12月 国による公益法人改革の施行
- ・今回の見直し対象52団体中、38団体の公益法人（財団・社団法人）が、今後直面する課題
- ・この改革では、第3者機関による公益認定を通じて、団体の存在意義が問われることとなり、その際には、団体の存続も含めたさらなる見直しについての検討が必要

4. 県の関与の見直しについて（2次改革の主な内容）

[基本姿勢]

県が団体に対して「適正な関与」を行い、「団体の自立化」を促進することにより、県と団体がそれぞれの役割を補完し合う対等な関係（パートナーシップ）を築いていく

[対象団体]

県出資団体 52 団体（県外所在の団体や出資比率1/4未満の株式会社等は除く）

[見直しの手法]

重要な経営資源と言われている「ヒト、モノ、カネ」を活用しながら運営を推進していくことが「自立化」につながっていくという考えのもと、この3つの視点から、団体の自立化のために必要な県の適正な関与を検証

事業実施の視点からの見直し（モノ）	
・ 解散に向けた取組を検討する団体 (財)長崎県勤労者福祉事業団	1 団体
・ 自立した団体として、県の関与の廃止を検討する団体 (社福)長崎県障害者福祉事業団、(社)長崎県漁民年金貯金共済会、(財)長崎県漁協合併推進基金、(社)長崎県農協会館、(社)長崎県林業コンサルタント、(社)長崎県林業協会、(財)長崎県住宅・建築総合センター	7 団体
・ 県の施策を進める中で、団体の業務運営のあり方を検討する団体 長崎国際航空貨物ターミナル(株)、長崎県信用保証協会、(株)長崎県営バス観光	3 団体
・ 委託業務における民間参入の拡大を検討する団体 (財)長崎県国際交流協会、(財)長崎県建設技術研究センター	2 団体
・ 指定管理業務に関して、適切な県の関与になるよう検討する団体 (財)長崎ミュージアム振興財団、(財)長崎県体育協会	2 団体
組織的な視点からの見直し（ヒト）	
・ 団体長就任の取りやめを検討する団体 (財)長崎ミュージアム振興財団、(財)長崎県浄化槽協会、(株)長崎県漁業公社	3 団体
・ 団体長への三役就任の取りやめを検討する団体 (財)長崎県農林水産業担い手育成基金	1 団体
・ 団体役員に同一部局から複数就任の見直しを検討する団体 (財)長崎県地域振興航空基金、(財)長崎県国際交流協会、(財)長崎県食鳥肉衛生協会、(財)長崎県産炭地域振興財団、(財)長崎県育英会、(財)長崎県体育協会	6 団体

・ **団体役員就任の取りやめを検討する団体** **16 団体**

(財)ながさき地域政策研究所、(財)長崎県私立学校退職金財団、(財)長崎平和推進協会、(財)長崎ミュージアム振興財団、(財)長崎県浄化槽協会、(財)長崎県すこやか長寿財団、(職訓)長崎能力開発センター、(職訓)西九州情報処理開発財団、(財)長崎県沿岸漁業振興基金、(財)有明海水産振興基金、(財)対馬栽培漁業振興公社、(社)長崎県漁港漁場協会、(社)長崎県園芸農業経営安定基金協会、(社)長崎県種馬铃薯価格安定基金協会、(社)長崎県園芸種苗供給センター、(財)長崎県建設技術研究センター

・ **団体の監事又は監査役就任の取りやめを検討する団体** **22 団体**

(財)ながさき地域政策研究所、(財)長崎県地域振興航空基金、長崎国際航空貨物ターミナル(株)、(財)長崎県国際交流協会、(財)県民ボランティア振興基金、(財)長崎県食鳥肉衛生協会、(社福)長崎県障害者福祉事業団、(財)長崎県産炭地域振興財団、(財)長崎県中小商業振興基金、(職訓)長崎能力開発センター、長崎県農業信用基金協会、(財)長崎県農業振興公社、(財)長崎県農林水産業担い手育成基金、(社)長崎県園芸種苗供給センター、(財)諫早湾地域振興基金、(社)対馬林業公社、(社)長崎県林業公社、(財)長崎県建設技術研究センター、長崎県道路公社、(財)石木ダム地域振興対策基金、長崎県土地開発公社、(株)長崎県営バス観光

・ **派遣職員の計画的削減を検討する団体** **5 団体**

(財)ながさき地域政策研究所、(財)長崎県建設技術研究センター、長崎県住宅供給公社、長崎県土地開発公社、(財)長崎県育英会

財政的な視点からの見直し(カネ)

・ **運営費補助金の削減を検討する団体** **2 団体**

(財)長崎県国際交流協会、(財)長崎県食鳥肉衛生協会

・ **資金運用規程や資金計画の作成について検討する団体** **13 団体**

(財)長崎県消防協会、(財)長崎県地域振興航空基金、(財)県民ボランティア振興基金、(職訓)西九州情報処理開発財団、(財)長崎県沿岸漁業振興基金、(社)長崎県漁民年金貯金共済会、(財)有明海水産振興基金、(財)対馬栽培漁業振興公社、(社)長崎県漁港漁場協会、(財)長崎県農林水産業担い手育成基金、(社)長崎県園芸農業経営安定基金協会、(財)諫早湾地域振興基金、(財)長崎県建設技術研究センター

・ **必要な事業費確保のため、財産の取り崩し基準策定を検討する団体** **10 団体**

(財)長崎県消防協会、(財)長崎県国際交流協会、(財)県民ボランティア振興基金、(財)長崎県すこやか長寿財団、(財)長崎県産炭地域振興財団、(財)有明海水産振興基金、(財)対馬栽培漁業振興公社、(財)諫早湾地域振興基金、(財)石木ダム地域振興対策基金、(財)長崎県暴力団追放県民会議

・ **出資比率の見直しを検討する団体** **2 団体**

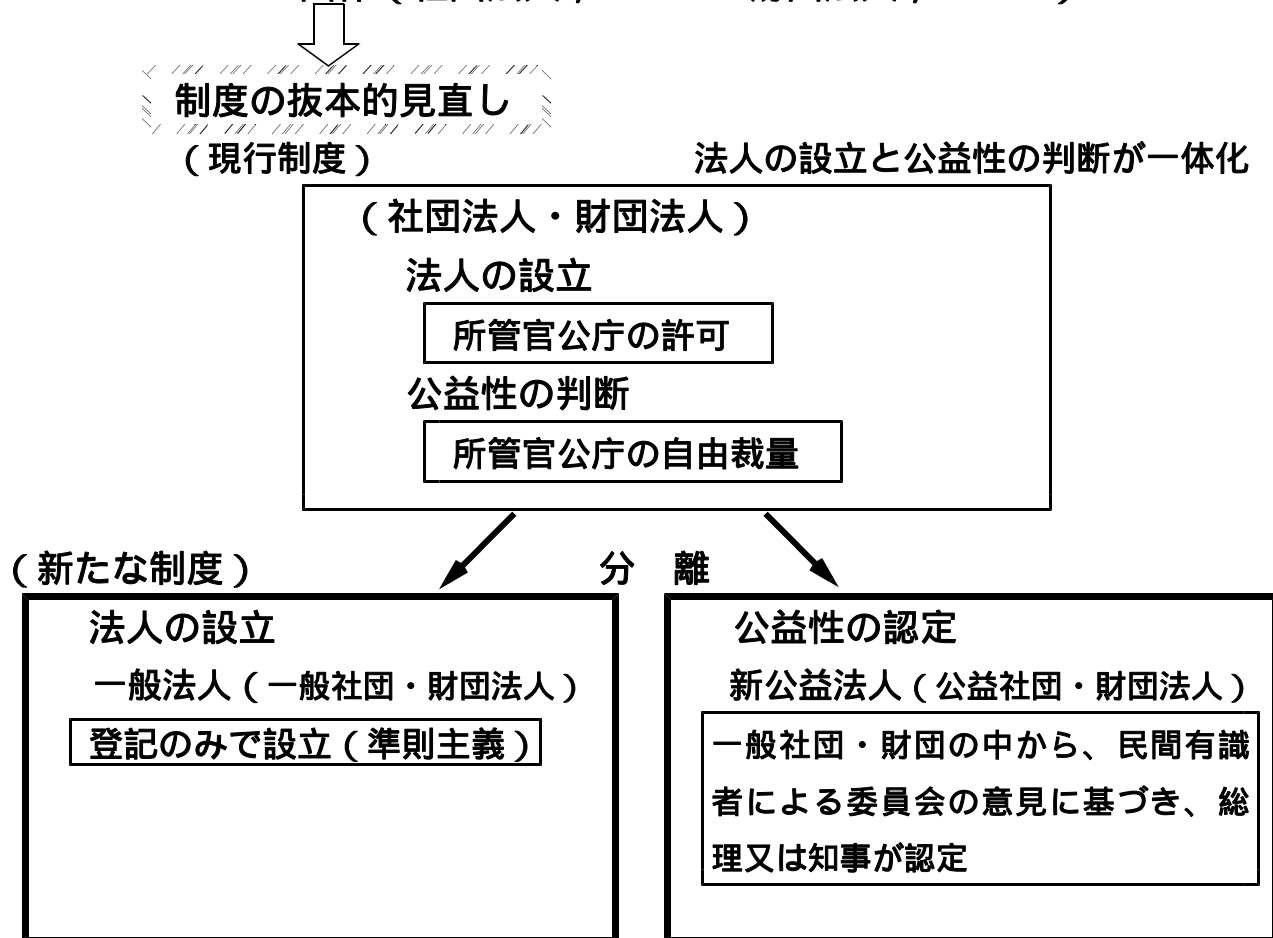
対馬空港ターミナルビル(株)、(株)長崎県漁業公社

(注) 見直し項目が重複する団体もあり

5. 公益法人改革について

現行公益法人制度について

- ・ 民法制定以来100余年にわたり、抜本の見直しがされていない。
- ・ 法人設立が簡単でない、公益性の判断基準が不明確、営利法人類似の法人が存続している等の諸問題が生じている。
- ・ 現行公益法人の状況（県所管分、19年10月1日現在）
312団体（社団法人；170 財団法人；142）



- ・ 制度施行は、平成20年12月1日
- ・ 現行公益法人の移行期間は、制度施行から5年以内
- ・ 公益性を認定された法人は税の優遇あり（詳細は国において検討中）

県公益認定等審議会について

- ・ 県所管の公益法人の公益性を判断する合議制の機関
- ・ 19年2月議会において審議、可決済み
- ・ 今後の国の動きや他県の状況を勘案しながら、19年度中に設置予定
- ・ 委員の資格要件は、弁護士、公認会計士、学識者等

公益法人改革のスケジュール

平成18年度

6月2日

関係3法の公布

19年2月議会 長崎県公益認定等審議会条例
成立(19年4月1日施行)

平成19年度

4月1日

国の公益認定等委員会の設置

6月15日

答申(政令・府令関係)
↓
パブリックコメント

9月7日

政令・府令の制定

国の制度運用指針(ガイドライン)の検討開始

春頃

20年度税制改正の内容決定
国の制度運用指針(ガイドライン)の内容決定

19年度中 長崎県公益認定等審議会の設置
(予定)

平成20年

12月1日

新制度の施行

移行期間(5年間)

既存法人は、一般法人(一般社団・財団法人)か
新公益法人(公益社団・財団法人)を選択

平成25年

11月30日

移行期間の終了(移行申請の提出期限)

第2次 長崎県出資団体見直し方針

平成19年12月21日
長 崎 県

目 次

1、「長崎県出資団体見直し方針」の改定にあたって・・・・・・・・・・	1
2、県出資団体見直しの基本姿勢・・・・・・・・・・	3
3、この方針の位置づけ・・・・・・・・・・	4
4、改革の時期・・・・・・・・・・	4
5、更なる見直しを行う対象団体・・・・・・・・・・	5
6、団体の自立化に向けての3つの視点・・・・・・・・・・	6
7、公益法人制度改革について・・・・・・・・・・	7
8、3つの視点からの自立・・・・・・・・・・	9
(1) 事業実施の視点からの自立	(9)
(2) 組織的な視点からの自立	(12)
(3) 財政的な視点からの自立	(15)
9、今後の推進体制・・・・・・・・・・	18
(1) 見直し計画の作成について	(18)
(2) 計画の進捗管理について	(18)
(3) 情報公開について	(19)
10、対象団体一覧・・・・・・・・・・	20
11、共通目標・・・・・・・・・・	22
12、各団体別目標・・・・・・・・・・	23

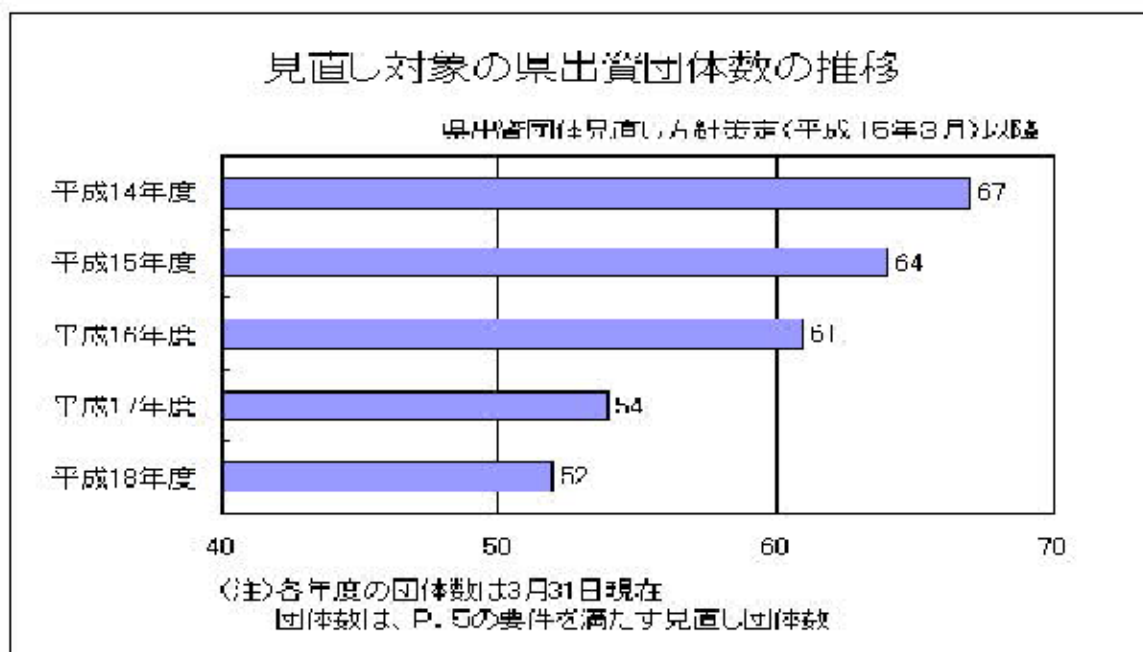
1、「長崎県出資団体見直し方針」の改定にあたって

長崎県では、平成13年2月に策定した「長崎県行政システム改革大綱」に基づき、行財政改革の立場から県出資団体全体の抜本的見直しに着手し、民間有識者からなる長崎県出資団体あり方検討委員会からの提言を受け、平成15年3月に「長崎県出資団体見直し方針」を策定いたしました。

この方針は社会経済情勢が大きく変化する中、大きな転換点を迎えた県出資団体について、新しい時代に適合するよう、団体のあり方や事業等について根本から見直しを行い、再構築することを基本姿勢としたものです。

団体の見直しは、団体自らがその必要性を認識したうえで主体的に取り組む必要があり、各団体の自発的かつ積極的な取組が求められているとの立場から、県は各出資団体に協力をお願いすると共に、必要な指導、監督、助言を行ってきました。

その結果、見直し対象とした団体のそれぞれが、見直し方針を理解し、この方針に沿った見直し計画を策定のうえ積極的な取組を進めたことで、これまでに14団体の統廃合が進むなど、一定の成果をあげることができました。



◎見直し対象の県出資団体数の推移

平成14年度 67団体 → 平成18年度 52団体 (△15団体)

団体解散(解散決定したものを含む) △14団体、
県の関与廃止△2団体、団体新設 +1団体

しかし、県の財政状況が厳しさを増していることに加え、見直し方針策定以降も国の公益法人改革の動きや指定管理者制度の導入などもあり、出資団体を取り巻く環境は大きく変化しています。このようなことから、県が平成18年2月に策定した「長崎県行財政改革プラン」では、引き続き、出資団体のさらなる見直しに取り組んでいくこととしており、平成19年3月には、民間有識者からなる「長崎県出資団体見直し方針等検討委員会」から、出資団体の自立化に向けての提言をいただいたところです。

県では、この提言を踏まえ、「長崎県出資団体見直し方針」を改定することとし、県議会、関係機関・団体そして県民の皆様にご意見を伺ったうえで、このたび「第2次長崎県出資団体見直し方針」を策定いたしました。この新方針は、今後の県出資団体のさらなる見直しを行ううえで、県として取り組む事項を明らかにし、団体への県関与の適正化を図ることにより、団体の自立した運営を促進するものとして策定するものです。

[これまでの主な経過]

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 平成13年12月 | 「長崎県出資団体あり方検討委員会」設置 |
| 平成14年12月 | 「県出資団体のあり方に関する提言」(最終提言) |
| 平成15年 3月 | 「長崎県出資団体見直し方針」策定 |
| 平成15年11月 | 「長崎県出資団体見直し計画」のとりまとめ公表 |
| 平成16年10月 | 「長崎県出資団体見直し計画進捗状況」のとりまとめ公表(中間報告) |
| 平成18年 6月 | 「長崎県出資団体見直しの取り組み結果報告書」のとりまとめ公表 |
| 平成18年10月 | 「長崎県出資団体見直し方針等検討委員会」設置 |
| 平成19年 3月 | 「長崎県出資団体見直し方針の改定にあたっての提言」 |
| 平成19年10月 | 「第2次長崎県出資団体見直し方針(素案)」に対するパブリックコメントの実施 |
| 平成19年11月 | 長崎県議会へ「第2次長崎県出資団体見直し方針(案)」提出・審議 |
| 平成19年12月 | 「第2次長崎県出資団体見直し方針」の策定 |

2、県出資団体見直しの基本姿勢

これまでの方針では、出資団体について根本から見直し再構築するとともに運営の方法についても改革し、これからの新しい時代に対応できる体制を確立すべく取り組んできました。その際の最大の視点、最も重視した視点は、長崎県全体として、県民にとって最も有益に最も効率的になるように見直し、最小の経費で最大の効果を発揮できるようにすることでした。

このように、団体の解散・統廃合・民営化に取り組んだ結果、見直し対象団体数としては、平成14年当時の67団体から52団体へと減っており、現在存在している団体は、基本的に県の行政サービスを補完する団体として一定の役割が認められた団体となりました。

しかし、一定の役割が認められたとしても、現在のように地方財政が厳しく予算も人も減少していく中においては、県の団体に対する財政的・人的関与には説明責任が求められており、県の関与のあり方についてはどうあるべきかという視点での見直しが重要になってきています。

いわゆる県と団体の関係が互いにもたれ合っている関係にあるのではないか、県が補助金を出すのは団体の存続が目的なのではないかといった県民からの懸念があってははいけません。

そのためにも、「事業を協働・連携して行うこと」「団体経営に県が関わること」をきちんと区分し、ともに独立した組織としてそれぞれの役割を果たす透明性が高い関係をつくっていく必要があります。

このように、団体の自主・自立性を尊重しつつ、県の関与は必要最小限とする考え方は、国の「第三セクターに関する指針」や県の「行財政改革プラン」にも明確に示されています。

また、これまでの経営改善への取組は一定の成果を上げていますが、時に効率化や経費削減ばかりを追うあまり、団体設立の本来趣旨が見失われてきていないかという点も注意しなければいけません。

特に、指定管理者制度の導入による行政サービスの民間開放や、国における公益法人改革の動きなど、団体を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、これから更なる見直しを進めるにあたっては、「団体の設立目的や顧客から求められているサービスとは」という原点に立ち返り、これら環境の変化による新たな課題に対応しながら取組を進めていく必要があります。

このように、県出資団体については、現在の社会情勢の中で県民のニーズを的確に捉え、県民が期待するサービスを十分提供できているか、また、県からは自立した立場で公益的な事業を実施する体制が整備されているかについて、県は継続的な見直しを行っていく責務を負っていることは言うまでもありません。

このような基本姿勢のもと、今回の第2次見直しでは、主として、県と団体がそれぞれの役割を補完し合う対等な関係（パートナーシップ）を築くことができるよう、「団体の自立化を促進する」ための「県の適正な関与のあり方」に焦点を絞った見直し方針としております。

なお、後段で述べるように、今後、国において公益法人改革が予定されており、この段階においては、団体の存在意義そのものが改めて問われることとなり、その際には、団体の存続を含めた抜本的な見直しを行う考えであります。

3、この方針の位置づけ

各団体は、県が出資を行っているとは言っても独立した組織体であり、見直しや改革を行うには、団体自らその必要性を認識し、主体的に取り組まなければならないものではなく、各団体の理解と自発的かつ積極的な取組が必要であり望まれます。

見直しや改革は団体や他の出資者の理解を得ながら共に取り組むものであり、この方針は見直しにあたっての県としての基本姿勢を示すものです。

県としては、この方針に沿って各団体に見直しを要請し、また、必要な指導・監督、助言を行っていくと同時に、団体を自立化させるため、県関与のあり方についての考えを示します。

これらに取り組むにあたっては、県は県民への説明責任を負っていることを十分自覚して対応することはもちろん、県からの出資や支援を受けている団体にも同様の自覚と対応を求めてまいります。

4、改革の時期

行財政改革プランの推進期間である平成22年度末までを一つの区切りとし、期間内に取り組むべき目標を県と団体に設定します。

5、更なる見直しを行う対象団体

今回の方針で更なる見直しを行う団体は

「県が出資している県内に主たる事務所を有する全ての団体」

ただし、以下の団体は除きます

- ・ 出資比率が1／4未満の株式会社
- ・ 地方独立行政法人（別途地方独立行政法人法により評価委員会による評価を毎年受けることを義務づけられているため）
- ・ 解散を決定している団体
- ・ 基本財産への出資を行っていない団体のうち、前回取組で達成とされた団体

これにより、今回見直しを行う対象団体は52団体です。

対象団体	県の出資割合			合 計
	50%以上	50%未満 25%以上	25%未満	
株式会社	2	3		5
財団法人	13	9	6	28
社団法人	2	2	6	10
社会福祉法人	1	0	0	1
特別法に基づく法人	3	2	3	8
合計	21	16	15	52

参考： 現在県が出資している団体（平成19年5月1日現在）は、119団体ありますが、そのうち県内に主たる事務所を有するものは、74団体です。

ここから、上記要件を満たす22団体を除いた52団体が、今回の見直し対象団体となります。

この52団体の団体名と県出資比率は20～21ページに掲げた一覧表のとおりです。

6、団体の自立化に向けての3つの視点

「団体の自立化を促進する」ことが、今回の見直しの基本姿勢であることは、すでに述べたとおりですが、団体は県からの出資等により設立されたものの、独立した法人格を有しており、自立化に向けては、本来それぞれの団体が自ら主体的に取り組むべきものです。

しかしながら、これまで、県では、財政的・人的関与を通じて、団体の適正な業務運営を支援してきており、県の団体に対する関わり方を明確にすることが、団体による自己決定・自己責任を基本とした自立的な経営を構築するためには必要になっています。

また、古くから「ヒト、モノ、カネ」の3つが重要な経営資源であると言われていますが、これは出資団体にとっても同じであり、これら経営資源をいかに有効に活用しながら、団体を運営していくかが、いわゆる「自立化」を進めていくことであると考えます。

本方針策定にあたっては、有識者による委員会からの提言を踏まえ、団体ごとの個別状況等を十分に勘案しながら、県の関与についての検証を行ってまいりました。そして、今回、3つの経営資源に沿った以下の視点から、団体の自立というものを捉え、県の適正な関与はどうあるべきかということの本方針で示すことにより、それぞれの団体ごとに今後達成すべき目標を明らかにしてまいります。

(事業実施の視点からの自立) =モノ

- ・ 県の政策目的に合致するだけでなく、県ではできない、あるいは県が実施するより県民益につながる事業を実施していくこと
- ・ 県からの事業に取り組む場合には、独占的に受託することを前提とせず、他団体と競争できる経営環境を整えていくこと

(組織的な視点からの自立) =ヒト

- ・ 組織体制に対し県からの指示や支配を受けることなく、機動的・効率的経営を行うための執行体制を自ら整えること

(財政的な視点からの自立) =カネ

- ・ 必要な資金は自ら調達することにより、県からの運営費補助金の縮減に努めるとともに、保有する資金の積極的な活用を図ること
- ・ 県とは一定の整理に基づく出資関係にあること

7、公益法人制度改革について

本方針を策定するにあたって、今回の見直し対象となる52団体のうち、38団体を占めている財団法人や社団法人が、今後直面する公益法人改革に触れておく必要があります。

この制度改革は、国において平成20年12月から施行されますが、これまでの主務官庁による公益法人の設立許可を廃止し、登記だけで簡単に「一般法人」として設立できるようになります。このうち、民間有識者からなる第三者機関の審査に基づき、公益性があると認められた法人だけが、「新公益法人」として認定されます。これは、法人の設立と公益性の判断を分離し、透明性の高い新たな仕組みを構築することにより、公益法人の健全な発展を促進しようとするものです。また、現在ある法人については、施行から5年の間に、公益性の判断を仰ぎ、「新公益法人」または「一般法人」等に移行しなければなりません。

「新公益法人」として認められれば、より高い社会的信用を得られることが期待でき、税制上も現行法人への優遇措置は引き続き受けられるとともに、当該法人への寄附金を対象にした優遇措置が拡充の方向です。これにより活動資金が集めやすくなるなど、公益活動が行いやすくなります。

一方、「一般法人」は各種の制約が無くなるものの、法人活動に対する一般からの理解が得られにくくなることが想定されるほか、「新公益法人」と比べ税の優遇措置が限定される見込みです。また、現行法人が一般法人へと移行する場合には、保有する正味財産額に相当する金額を公益目的のために支出することが義務づけられることとなります。

今後、団体が新公益法人としての認定を受けるためには、国が定めている18の要件全てを満たすための体制整備や諸手続が必要となります。

その主な内容としては、団体の主目的が公益事業の実施であること、理事会などの機関設計が法に定めるものとなっていること、公益目的事業比率が2分の1以上であること などが 있습니다。

しかし、現在のところ具体的な公益性の判断基準や、税制改正の内容などは国において審議が重ねられている状況にあるため、各団体とも新制度への対応は手探りの状況であるのが実態です。今後明らかになる制度運用指針などによって詳細が判明していきますが、県においても研修会等の開催により制度の内容や今後の具体的手続きも含めて積極的に周知徹底を図り、移行がスムーズに行われるように支援してまいります。

なお、今回は、主として、「県の関与」に着目した見直し方針としておりますが、今後、この公益法人改革を進める中においては、各団体の公益認定の状況も踏まえ、団体が県民のニーズに的確に対応した公益的サービスを十分提供できているかどうか、改めて検証のうえ、さらなる見直しを行ってまいりたいと考えております。

(注) 公益法人改革の対象法人

見直し対象団体		
株式会社	5	
財団法人	28	計 38団体
社団法人	10	
社会福祉法人	1	
特別法に基づく法人	8	
合計	52	

8、3つの視点からの自立

(1) 事業実施の視点からの自立

【現在の問題点とそれに対する考え方】

これまで、県では複雑・多様化する行政需要に的確に対応するために、県自らが直接実施するよりも効率的かつ機動的、弾力的に公共的サービスを提供できる場合には、各種団体を設立し、また活用してきました。

しかし、近年指定管理者制度の導入やその他の法改正等により、以前は出資団体しかできなかった事業が他の民間企業でできるようになったり、出資団体で行う効果が薄くなってしまっているものが見受けられます。

近年の社会情勢の主な変化

(県の当初の方針を作成した平成15年3月以降)

平成15年12月 第三セクターに関する指針の改定

平成17年 7月 指定管理者制度の導入

平成20年12月 新公益法人制度の施行

前回の見直しを経て、現在存在する出資団体については、県行政を補完する一定の役割が認められたものとしていますが、社会情勢の変化を踏まえ、県としても出資団体としての本来のあり方を再点検する取組が必要です。

これらの取組を行ったうえで、団体に対しては、県行政の補完的な役割に留まらず、団体の目的に沿って県民サービスを果たしていく役割、県ではできない、あるいは県が実施するより今なお効果的である事業に、選択・集中化し、自らの意思によって展開していけるように求めていきます。そうすることが来たるべき公益法人改革に必要となる公益認定につながっていくものと考えられます。

【出資目的を達成（達成見込みも含む）した団体について】

今回の見直しの中で、県の出資目的を達成（達成見込みも含む）して、存続の必要性が薄れた団体は解散を検討するほか、存続するものの県からは自立した立場で事業を実施する団体については、県の関与を廃止してまいります。

いわゆる公の施設の管理を独占的に受託することを目的として設立された団体や、これまで業務の特殊性から県の事業を独占的に受託してきたものの制度が変わるなど民間でも受注可能になった団体などは、今後、県の関与がない中で、他団体との公平な競争のもと、業務を勝ち取っていかねばなりません。

解散に向けた取組を検討する団体（１）

（財）長崎県勤労者福祉事業団

自立した団体として、県の関与の廃止を検討する団体（７）

（社福）長崎県障害者福祉事業団、（社）長崎県漁民年金貯金共済会、
（財）長崎県漁協合併推進基金、（社）長崎県農協会館、
（社）長崎県林業コンサルタント、（社）長崎県林業協会、
（財）長崎県住宅・建築総合センター

今後、これらの団体については、県の出資金の整理をしていく必要がありますが、公益法人改革において、公益性が認められなかった団体には、保有する正味財産に相当する額の公益目的支出が義務づけられるなど、公益法人に対する出資金については慎重な取り扱いを要するため、今後明らかになる新制度の詳細や各団体の状況を十分留意のうえ対応してまいります。

【県の施策の中でのあり方検討について】

県ではその時々により団体そのものの見直しに取り組み、今回も先の団体のように社会情勢の変化を踏まえ、県の関与の廃止を検討する団体があります。

一方、これまで団体を通じて実施してきた県の施策への議論無しに県の関与を見直すことができない団体や、現行の制度では、県と一体となって課題に対応していかなければいけない団体もあります。

こうした団体については県の施策を展開していく中で、団体の業務運営のあり方について検討してまいります。

県の施策を進める中で団体の業務運営のあり方を検討する団体（３）

長崎国際航空貨物ターミナル㈱、長崎県信用保証協会、
長崎県営バス観光㈱

【県事業受託機会の公平性の確保について】

県の事業や委託事業に取り組む場合には、独占的に受託することを前提とせず、競争入札やプロポーザルによる発注を積極的に行い、受託機会の公平性を確保してまいります。

また、指定管理者制度の導入に伴い、出資団体が公の施設の管理者として指定される場合もあります。その際には他の民間団体との指定の手続き等における透明性・公平性の確保という視点から、団体への指定管理業務に関して適切な県の関与になるよう取り組んでまいります。

委託業務における民間参入の拡大を検討する団体（2）

（財）長崎県国際交流協会、（財）長崎県建設技術研究センター

指定管理業務に関して、適切な県の関与になるよう検討する団体（2）

（財）長崎ミュージアム振興財団、（財）長崎県体育協会

(2) 組織的な視点からの自立

【現在の問題点とそれに対する考え方】

これまでは、県が団体の設立に関与してきたことから、自らの組織の一部のような意識や、出資していることと役員就任が切り離せないものとの意識がありました。その結果、県は多くの団体に役員や監事などとして関わっています。

しかしながら確かに出資者でもありますが、ほとんどの団体の設立許可権限や指導監督権限を有している立場であることも十分に踏まえなければなりません。出資団体の指導監督者が団体の経営責任者と重複することはそれぞれの責任を明確化するうえからも好ましくないことは明らかです。同様に県職員が団体長である団体を指定管理者として指定することも県民の疑念を抱かせるとの指摘もあります。このような指摘を踏まえ、県職員の役員就任についてはその必要性を改めて検討しなければなりません。

県はこうした今までの意識を改革し、事業で協働連携することと経営に関与することを区分しなければならないことを自覚し、対等な関係（パートナーシップ）を築くためにも、経営に関与することの意味を問い直します。団体にも県の指示や意向ではなく、主体的に独立した組織として経営方針に沿った活動を進めていただく必要があります。

また、現在は監事に県職員が多数就任していますが、団体内部におけるチェック機能を強化するためにも専門的知識を持つ適任者の就任に努めることを基本とすべきと考えます。

なお、県職員の役員への就任、団体業務の兼務は県費の直接的経費を要しませんが、県職員が本来業務を行うべき時間を割いて団体の運営に関わっているのですから、団体に対して年間コストに換算すると多額の費用を要していることも自覚しなければなりません。

【県職員の役員就任について】

団体役員は独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行すべきであり、その職務権限や責任にふさわしい人材が登用されるように努めなければなりませんし、機動性を持たせた機関設計が必要となります。

経営責任の明確化及び県の関与の適正化の観点から、県職員の役員就任は下記の事項に十分留意して行うものとします。

- ① 就任は、当該団体の業務が県行政と密接不可分のもの、及び施策推進上必要と認められる場合に限る
- ② 原則として、県職員の団体代表者への就任の取りやめ
- ③ 役員等の選任に社員総会等の決議を要件としないいわゆる「充て職」による就任の禁止
- ④ 同一部局からは1名のみの就任
- ⑤ 県職員と県職員OBの合計は役員数の1/3以内
- ⑥ 出資による関与を終了する場合は同時に役員就任の取りやめ
- ⑦ 監事就任の取りやめ

なお、公益法人改革に伴い、社団法人には理事会と監事が新たに必要となるほか、財団法人はこれまでの理事会・評議員会の役割が大きく変わります。また、役員等の選任に社員総会等の決議を要件としないいわゆる「充て職」を定めることもできなくなります。

今後、公益法人については、これらを踏まえた機関設計の見直しにあわせて、県職員の団体長や役員への就任のあり方を検討していく必要があります。

団体長就任の取りやめを検討する団体（3）

(財)長崎県浄化槽協会、(株)長崎県漁業公社

(※提言後既に実施済み (財)長崎ミュージアム振興財団)

団体長への三役就任の取りやめを検討する団体（1）

(※提言後既に実施済み (財)長崎県農林水産業担い手育成基金)

団体役員就任の取りやめを検討する団体（16）

(財)ながさき地域政策研究所、(財)長崎県私立学校退職金財団、

(財)長崎平和推進協会、(財)長崎ミュージアム振興財団、

(財)長崎県浄化槽協会、(職訓)長崎能力開発センター、

(職訓)西九州情報処理開発財団、(財)長崎県沿岸漁業振興基金、

(財)有明海水産振興基金、(財)対馬栽培漁業振興公社、

(社)長崎県漁港漁場協会、(社)長崎県種馬铃薯価格安定基金協会、

(社)長崎県園芸種苗供給センター、(財)長崎県建設技術研究センター

(※提言後既に実施済み (財)長崎県すこやか長寿財団、

(社)長崎県園芸農業経営安定基金協会)

団体役員に同一部局から複数就任の見直しを検討する団体（６）
（財）長崎県地域振興航空基金、（財）長崎県国際交流協会、
（財）長崎県食鳥肉衛生協会、（財）長崎県産炭地域振興財団、
（財）長崎県体育協会
（※提言後既に実施済み （財）長崎県育英会）

団体の監事又は監査役就任の取りやめを検討する団体（２２）
（財）ながさき地域政策研究所、（財）長崎県地域振興航空基金、
長崎国際航空貨物ターミナル㈱、（財）長崎県国際交流協会、
（財）長崎県食鳥肉衛生協会、（財）長崎県産炭地域振興財団、
（財）長崎県中小商業振興基金、（職訓）長崎能力開発センター、
（社）長崎県園芸種苗供給センター、
（財）長崎県建設技術研究センター、
長崎県道路公社、（財）石木ダム地域振興対策基金、
長崎県土地開発公社、長崎県営バス観光㈱
（※提言後既に実施済み （財）県民ボランティア振興基金、
（社福）長崎県障害者福祉事業団、長崎県農業信用基金協会、
（財）長崎県農業振興公社、（財）長崎県農林水産業担い手育成基金、
（財）諫早湾地域振興基金、（社）対馬林業公社、（社）長崎県林業公社）

【県職員の派遣について】

県職員の団体への派遣は「公益法人等への職員の派遣に関する条例」のもと、当該団体の業務が県の事業と密接な関連を有するものであり、かつ、県がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要な団体に対して必要最小限の職員派遣を行うこととなっています。

しかしながら、県と団体との役割分担を踏まえ、団体の自立化を促進する観点から、団体のプロパー職員育成の環境を整えながら、現在派遣中の県職員については計画的削減に取り組んでまいります。

派遣職員の計画的削減を検討する団体（５）
（財）ながさき地域政策研究所、（財）長崎県建設技術研究センター、
長崎県住宅供給公社、長崎県土地開発公社、（財）長崎県育英会

(3) 財政的な視点からの自立

【現在の問題点とそれに対する考え方】

団体が財政的に自立するためには、県からの人件費等の運営費補助金に頼るのではなく、必要な人材、資金を自らが調達して団体運営を行っていくことが必要です。

これまでの見直しにおいても、事業の合理化・効率化など、経費削減の取組を行うことで、自立的な運営を行うための収支構造の改善に取り組んできましたが、支出面の見直しだけでは一定の限界がありますので、今後は経費削減と併せ自己収入の増加対策が必要です。

また、県の団体への財政的関与には、補助金や委託料のほかに、団体に対する県の出資があります。これまで県では、出資についてその都度協議、検討を行ってきましたが、県としての出資に対する取り扱いを明確にするために、統一的な基準をもとに今後取り組んでいくことといたします。

【団体の自己収入の確保について】

県からの運営費補助金について、限られた財源の有効活用の観点から、団体の存在意義や事業の必要性を見直し、真に必要な場合に限るようにします。あわせて、団体の自己収入の増加対策について必要な助言や情報提供などを行うこととし、その結果、自己収入が確保された場合には、その分運営費補助金を見直すなどして団体の自立的な経営を促進してまいります。

運営費補助金の削減を検討する団体（2）

(財)長崎県国際交流協会、(財)長崎県食鳥肉衛生協会

団体の自己収入には、本来の事業収入のほか、寄付金収入、本来事業に付帯する収益事業収入などがあげられますが、団体が保有する資金の活用も自己収入確保のための重要な課題です。

現実には、資金運用規程や資金計画が無く十分な活用がなされていない団体が見受けられるほか、当初期待した基本財産や基金の運用益が得られずに目的とした事業が行えていない団体もあります。

県は団体に対し、安全かつ効率的な管理運用を目指した運用方針や運用規定、運用計画の作成、並びに設立目的達成に向け財産を取り崩す際の基準作りなども含めた、保有する資金の活用について指導・助言を行ってまいります。

団体の財産を効率的に運用するため、資金運用規程や資金運用計画作成について検討を行う団体（13）

(財)長崎県消防協会、(財)長崎県地域振興航空基金、
(財)県民ボランティア振興基金、(職訓)西九州情報処理開発財団、
(財)長崎県沿岸漁業振興基金、(社)長崎県漁民年金貯金共済会、
(財)有明海水産振興基金、(財)対馬栽培漁業振興公社、
(社)長崎県漁港漁場協会、(財)長崎県農林水産業担い手育成基金、
(社)長崎県園芸農業経営安定基金協会、(財)諫早湾地域振興基金、
(財)長崎県建設技術研究センター

必要な事業費確保のために財産を取り崩す際の基準策定について検討を行う団体（10）

(財)長崎県消防協会、(財)長崎県国際交流協会、
(財)県民ボランティア振興基金、(財)長崎県すこやか長寿財団、
(財)有明海水産振興基金、(財)対馬栽培漁業振興公社、
(財)諫早湾地域振興基金、(財)石木ダム地域振興対策基金、
(財)長崎県暴力団追放県民会議
(※提言後既に実施済み (財)長崎県産炭地域振興財団)

また、団体の自己収入ということでは、県からの事業受託に伴う収入も、経営安定化を図るうえでの大切な自己収入のひとつです。

県では、団体の持つノウハウの活用により県民サービスの一層の向上が図れる場合など、団体のほうが効率的かつ効果的に事業を行うことができる場合には、団体への事業委託を行っています。このように、県と団体の役割分担を十分に踏まえたうえで団体が事業を受託する場合には、団体の経営が成り立つ仕組みを構築していく必要があります。

そのため、県では委託内容に見合った適正な委託料を算定するとともに、団体が十分な事業成果を出せるよう、コスト意識を持った経営努力を促してまいります。あわせて、事業の外部化を推進することにより、県が実施しなければならない業務に予算や職員を重点化していきます。

【県の出資（出資金・出捐金）について】

県が、団体に新たに出資を行おうとする場合には、真に県の施策の推進のため必要性の認められるものに限定して、下記事項について十分検討したうえで、総合的に判断してまいります。

- ① 設立の目的となる事業が県の施策や行政運営と密接な関連があり、県民の福祉や県民サービスの向上につながる事が明確であること
- ② 法人の形態が適切であること
- ③ 事業計画が具体的であり、収支の見通しが明確にされ、将来にわたる県の財政的負担が過大とならないこと
- ④ 資本金、基金等の規模並びに出資及び出捐の割合については、十分な検討を行い、必要最小限とすること
- ⑤ 役員の責任体制、役職員の規模その他の組織の運営体制が適切かつ明確であること
- ⑥ 既存の団体の活用では対応できないなど、他の類似団体との均衡を失するものでないこと

すでに出資を行っている場合についても、当初の出資目的がおおむね達成され、出資団体としての役割が薄れてきた団体については、出資の引き揚げ等を検討してまいります。例えば株式会社の場合には、保有する株式を売却等により処分するなどして、計画的に出資の引き揚げを行ってまいります。

出資比率の見直しを検討する団体（2）

対馬空港ターミナルビル(株)、(株)長崎県漁業公社

なお、今後の公益法人改革において公益性が認定されなかった場合には、公益法人として保有していた財産の性格上、それに相当する額を公益のための事業によって支出することが義務づけられます。その際、各団体は適正な公益目的支出計画を作成する必要がありますが、団体の状況によっては、県等に寄附していくことも選択肢のひとつとして考えられます。

9、今後の推進体制

(1) 見直し計画の作成について

これまでに述べてきた内容については、22ページ以降に共通目標及び団体ごとの個別目標として記載しておりますが、この方針は策定しただけに終わらせることなく、順次目標達成に向け取組を効果的・効率的に推進してまいります。

そのためには、各団体ごとに設定した見直しの方向性を着実かつ計画的に実施していくための中期計画が必要になってきます。

現在、中期計画を既に作成している団体もありますが、そのほとんどは取組内容や数値目標が明確に示されていません。

このため、各団体には、19年度中に計画を見直し又は新たに作成し、その中で以前からの課題解決に向けた対策に加え、今回の方針で示された県の関与見直し後の団体運営のあり方を明確に定めていくことを求めます。

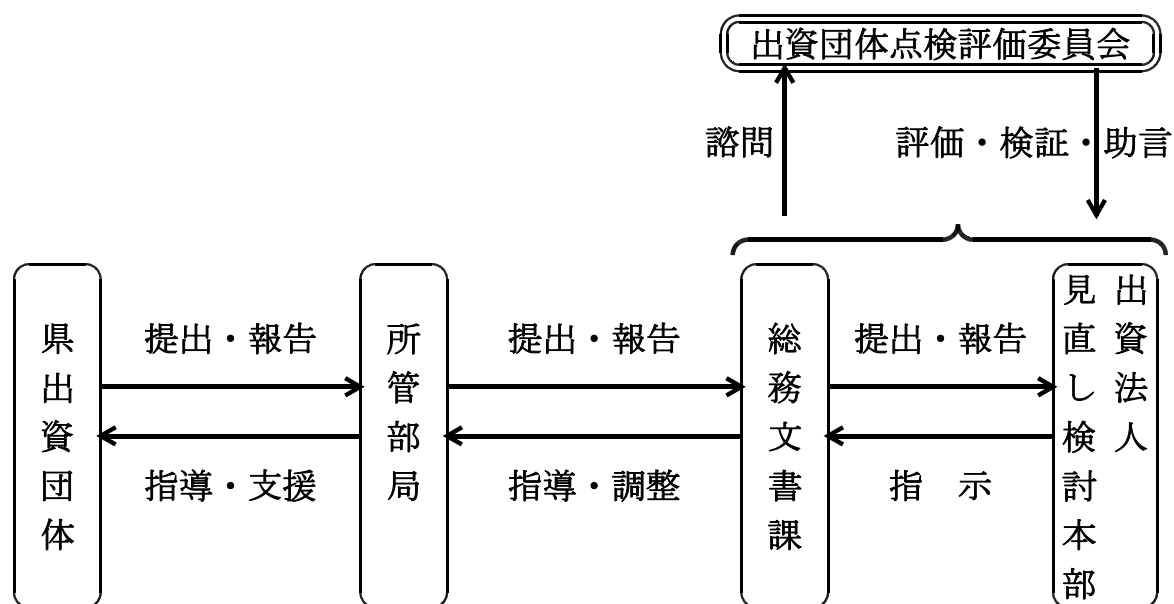
あわせて県としても、団体への関与の見直しは、団体の自立化に向けて不可欠なことから、県所管部局において、県が取り組むべき部分に関しては主体的に検討を行い、団体と十分な協議を行いながら計画の作成を支援するものとしします。

なお、作成にあたっては、県の行財政改革プランの推進期間である22年度末までに達成すべき目標を掲げることとし、その目標達成のための3カ年（平成20～22年度）の具体的取組内容を定めた計画としします。

(2) 計画の進捗管理について

見直し計画に沿った改革を着実に推進するため、これまで同様全庁的な視点、第三者的な立場で進行管理・指導を行う一元的な下記指導監督体制を継続します。

- | | |
|------------------|----------------------------|
| ○各団体の直接指導 | 「所管部局」 |
| ○全庁的な視点で進行管理・指導 | 「出資法人見直し検討本部」
事務局：総務文書課 |
| ○第三者的な立場からの評価・検証 | 「出資団体点検評価委員会」 |



この推進体制のもと、県と団体が一体となって県の適切な関与を検証しながら、団体が実施する事業の必要性や効果について点検・評価を行い、その結果を事業実施や経営に的確に反映させることにより、団体の自立化を進めてまいります。

(3) 情報公開について

見直し計画の進捗状況については、県において団体ごとに毎年度とりまとめ、点検評価委員会による評価、助言をいただきながら県のホームページにおいて積極的な情報公開に努めてまいります。

なお、出資団体の情報公開については、団体は県民負担によって設立や運営がなされている団体であるとの認識のもと、より一層積極的に取り組んでいく必要があります。

財務諸表等はこれまでも県民情報センター等で閲覧できるよう指導してきましたが、さらに、いつでも県民が情報を入手できるよう団体のホームページなどによるインターネット公表促進や、団体が保有する文書等について開示の申し出があった場合に対応するための情報開示制度の整備を指導するなど、今後とも団体の情報公開を広く行い、経営の透明化を図ってまいります。

10、対象団体一覧

整理 No	種別	団 体 名	個 表 掲 載 頁	県出資比率			所 管 部 局
				50 % 以 上	25 % 以 上	25 % 未 満	
1	(財)	長崎県産業振興財団	23	○			企業振興・立地推進本部
2	(財)	長崎県消防協会	24			○	防災危機管理監
3	(財)	ながさき地域政策研究所	25	○			政策企画部
4	(財)	長崎県私立学校退職金財団	25			○	総務部
5	(株)	対馬空港ターミナルビル	26		○		地域振興部
6	(株)	長崎空港ビルディング	26		○		
7	(財)	長崎県地域振興航空基金	27	○			
8	(株)	長崎国際航空貨物ターミナル	27		○		
9	(財)	長崎県国際交流協会	28	○			
10	(財)	長崎平和推進協会	29			○	
11	(財)	長崎ミュージアム振興財団	29	○			文化・スポーツ振興部
12	(財)	県民ボランティア振興基金	30			○	県民生活部
13	(財)	長崎県食鳥肉衛生協会	31	○			環境部
14	(財)	長崎県浄化槽協会	32		○		
15	(財)	長崎県すこやか長寿財団	32		○		
16	(社福)	長崎県障害者福祉事業団	33	○			福祉保健部
17	(財)	長崎県産炭地域振興財団	33	○			産業労働部
18	(特)	長崎県信用保証協会	34		○		
19	(財)	長崎県中小商業振興基金	34		○		
20	(職訓)	長崎能力開発センター	35		○		
21	(財)	長崎県勤労者福祉事業団	35		○		
22	(職訓)	西九州情報処理開発財団	36			○	
23	(財)	長崎県沿岸漁業振興基金	36			○	水産部
24	(社)	長崎県漁民年金貯金共済会	37			○	
25	(特)	長崎県漁業信用基金協会	37			○	
26	(財)	長崎県漁協合併推進基金	38		○		
27	(株)	長崎県漁業公社	38	○			
28	(財)	有明海水産振興基金	39	○			
29	(財)	対馬栽培漁業振興公社	40		○		
30	(社)	長崎県漁港漁場協会	41			○	

整理 No	種別	団 体 名	個 表 掲 載 頁	県出資比率			所 管 部 局
				50 % 以 上	25 % 以 上	25 % 未 満	
31	(社)	長崎県農協会館	4 1			○	農林部
32	(特)	長崎県農業信用基金協会	4 2			○	
33	(財)	長崎県農業振興公社	4 2	○			
34	(財)	長崎県農林水産業担い手育成基金	4 3		○		
35	(社)	長崎県園芸農業経営安定基金協会	4 4			○	
36	(社)	長崎県種馬铃薯価格安定基金協会	4 4		○		
37	(社)	長崎県園芸種苗供給センター	4 5			○	
38	(財)	諫早湾地域振興基金	4 6	○			
39	(社)	長崎県林業コンサルタント	4 6		○		
40	(社)	対馬林業公社	4 7	○			
41	(社)	長崎県林業公社	4 7	○			
42	(社)	長崎県林業協会	4 8			○	
43	(財)	長崎県建設技術研究センター	4 9	○			土木部
44	(特)	長崎県道路公社	5 0	○			
45	(財)	石木ダム地域振興対策基金	5 0		○		
46	(財)	長崎県住宅・建築総合センター	5 1		○		
47	(特)	長崎県住宅供給公社	5 1	○			
48	(特)	長崎県土地開発公社	5 2	○			
49	(財)	長崎県育英会	5 3	○			教育庁
50	(財)	長崎県体育協会	5 4			○	
51	(財)	長崎県暴力団追放県民会議	5 5	○			警察本部
52	(株)	長崎県営バス観光	5 5	○			交通局
合 計				21	16	15	

(株) 株式会社 5 団体
(財) 財団法人 2 8 団体
(社) 社団法人 1 0 団体
(社福) 社会福祉法人 1 団体
(職訓) 職業訓練法人 2 団体
(特) 上記以外の特別法に基づく法人 6 団体